

昭和60年 8 月 30 日

埼玉県警察本部長

点数切符の運用要領について（例規通達）

（概要）

本通達は、点数切符による違反事実の告知及び点数切符の作成要領に関し、

- 点数切符等の様式等
- 適用対象行為
- 取締警察官及び警察署等における措置

等について定めている。